名古屋市国際展示場　指定管理者募集要項

目　次

1　施設の設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3　指定管理者の指定の予定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4　指定管理者が実施しなければならない業務・・・・・・・・・・・・・・・・4
5　指定管理者が自主事業として実施することができる業務・・・・・・・・・6
6　選定に参加する者に必要な資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
7　管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
8　管理運営業務に従事する者の配置の基準・・・・・・・・・・・・・・・・10
9　指定管理者が費用及び危険を負担する範囲・・・・・・・・・・・・・・・10
10　指定管理にかかる経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
11　指定管理者の公募に関するスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・16
12　申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
13　申請にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
14　選定手続き、審査基準、指定手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
15　協定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
16　指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
17　団体における法人格変更への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
18　暴力団関係事業者の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
19　暴力団の施設利用における措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
20　指定管理者の管理運営状況の点検評価・・・・・・・・・・・・・・・・・23
21　原状回復義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
22　市監査委員等による監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
23　業務の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
24　記念事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
25　問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
別表

令和3年9月
名古屋市観光文化交流局

名古屋市国際展示場条例（昭和48年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）第12条第 1項の規定により、名古屋市国際展示場（以下「展示場」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1　施設の設置目的

展示場は、産業貿易の振興及び国際経済交流の促進並びに市民福祉の向上に資することを目的として設置しています。

2　施設の概要

(1) 名　　称　　名古屋市国際展示場（愛称：ポートメッセなごや）
(2) 所 在 地　　名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番地
(3) 開設年月　　昭和 48年11月
(4) 主な施設概要

【既存施設】

施　設　名	構　　造	延床面積	備　　考
第 1展 示 館	鉄骨造１階建て	15,503㎡	昭和48年11月開館 令和 4年 6月閉館（予定）
第 2展 示 館	鉄骨造一部ＲＣ造 ２階建て	8,299㎡	昭和62年 9月開館
第 3展 示 館	鉄骨造２階建て	22,204㎡	平成 5年10月開館
イ ベ ン ト 館	ＳＲＣ造３階建て	4,869㎡	昭和62年 9月開館
交流センター	鉄骨造４階建て	13,565㎡	平成 5年10月開館
立 体 駐 車 場	鉄骨造３階建て	26,854㎡	平成 5年10月供用

【新施設】

施　設　名	構　　造	延床面積	備　　考
新第1展示館	鉄骨造２階建て	40,606㎡	令和 4年10月開館（予定）
コンベンション施設	鉄骨造４階建て	9,835㎡	令和 4年10月開館（予定）
メキシコ大通こ道部歩行者デッキ	鉄骨造 （上部屋根あり）	205㎡ （橋面）	令和 4年10月供用（予定）
あおなみ線高架下歩行者デッキ	鉄骨造	265㎡ （橋面）	令和 4年10月供用（予定）

(5)施設配置

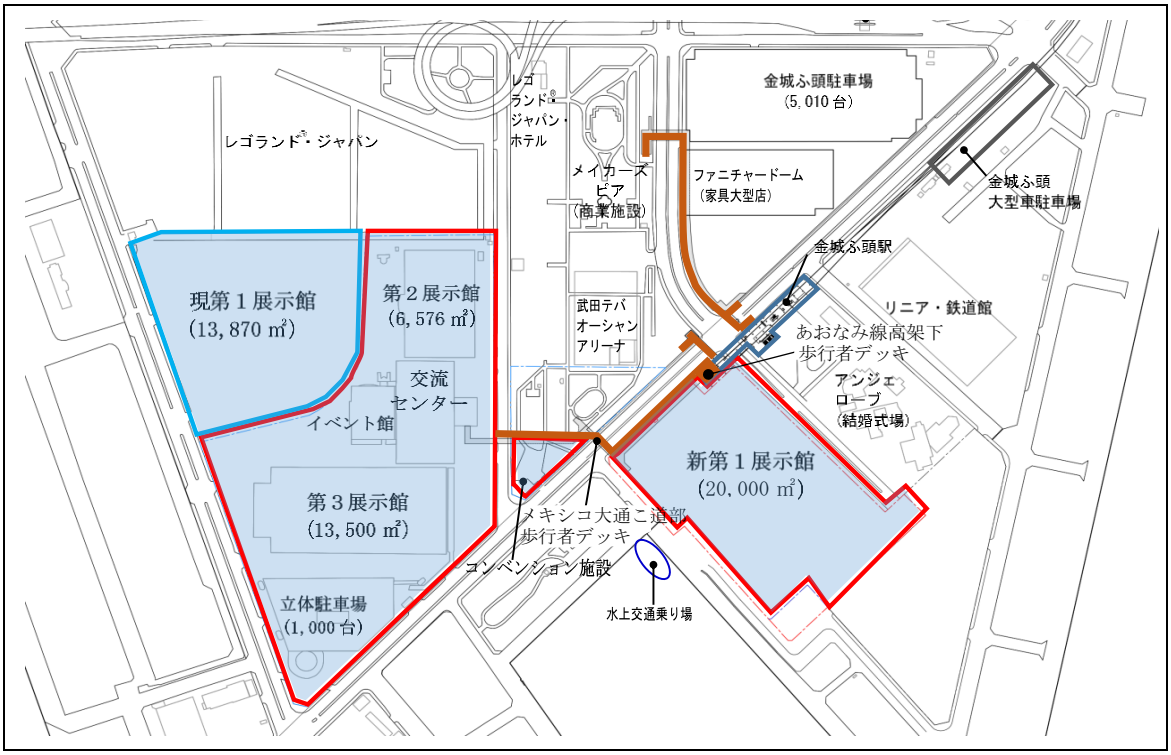

(6) スケジュール（予定）

ア　新第１展示館竣工、現第１展示館閉館　・・令和 4年 6月30日

イ　現第１展示館解体着手　・・・・・・・・・・令和 4年 7月 1日

ウ　コンベンション施設竣工・・・・・・・・・・令和 4年 7月31日

エ　歩行者デッキ竣工・・・・・・・・・・・・・令和 4年 9月16日

オ　新第１展示館、コンベンション施設開館、
　　歩行者デッキ供用開始・・・・・・・・・・令和 4年10月上旬

(7) 利用料金を徴収する施設

【既存施設】

施　設　名　称	展示面積等	概要等
第 1 展 示 館	13,870㎡	空調設備なし 床：アスファルト 天井高：約７～３５ｍ
第 2 展 示 館	6,576㎡	床：アスファルト 天井高：約１２．５ｍ
第 3 展 示 館	13,500㎡	４分割可能 床：アスファルト 天井高：約１０～１５ｍ
屋外展示場	―	１㎡単位で利用可能

イベント館	ホ　ー　ル	725㎡	パントリー併設 床　：じゅうたん敷き
	第１会 議 室	124㎡	２分割可能 収容人数：口の字型形式　60人
	第２会 議 室	62㎡	収容人数：口の字型形式　30人
交流センター	会 議 ホ ー ル	537㎡	パントリー併設 床　：カーペット敷き
	第3・4会議室	各194㎡	収容人数：スクール形式 108人
	第５会 議 室	72㎡	収容人数：口の字型形式 30人
	第6・7会議室	各194㎡	収容人数：スクール形式 108人
	サービスセンターA	63.6㎡	－
	サービスセンターB	33.6㎡	－
	多目的室 （第1～5室）	各 20㎡	－
イベント館 交流センター	控室 （第1～2室）	各 40㎡	収容人数：口の字型形式　18人
立 体 駐 車 場		1,000台	

【新施設】

施　設　名　称		展示面積等	概要等
新第１展示館	展示ホールA～D	20,000㎡	４分割可能、可動階段席 床：セメントコンクリート 天井高：２０ｍ
	特別室 （第１～３室）	72㎡, 45㎡, 43㎡	床　：タイルカーペット
コンベンション施設	多目的スペース	800㎡	半屋外 １㎡単位で利用可能
	会　議　室　A	1,000㎡	４分割可能、パントリー併設 床　：タイルカーペット 収容人数：スクール形式 750人
	会　議　室　B	300㎡	４分割可能、パントリー併設 床　：タイルカーペット 収容人数：スクール形式 180人
	多目的室 （A～C）	41㎡, 21㎡, 14㎡	床　：タイルカーペット
屋外展示場		―	１㎡単位で利用可能

(8) 利用料金を徴収する附属設備

【新施設】

設備名称		場　　所	面 積 等
可動階段席	可動階段席Ａ	新第１展示館	918席　2基
	可動階段席Ｂ		646席　4基
	可動階段席Ｃ		238席　6基
計			5,848席

(9) その他の施設

上記以外に利用料金を徴収しない施設として以下の施設があります。

【既存施設】

施　設　名　称	場　　所	面 積 等
授乳室	交流センター	１室
特別室	イベント館	１室
救護室	イベント館	１室
チケット売場	交流センター	１室
特別会議室	交流センター	１室

【新施設】

施　設　名　称	場　　所	面 積 等
飲食施設（客席部分）	コンベンション施設　2 階	300席
待合所	コンベンション施設　2 階	―
授乳室	新第１展示館、コンベンション施設 2 階	１室
インフォメーション	コンベンション施設　2 階	―
救護室	新第１展示館	1室
チケット売場	新第１展示館	１室

3　指定管理者の指定の予定期間

令和4年 4月 1日から令和8年 3月31日まで（4年間）

4　指定管理者が実施しなければならない業務

別添「業務仕様書」を参照してください。

(1) 貸施設運営業務

(2) 広報誘致業務
(3) サービス施設の設置・運営業務
(4) 新施設に係る飲食施設の運営業務
(5) 立体駐車場運営業務
(6) 周辺施設との連携業務
(7) 警備業務
(8) 清掃業務
(9) 植栽維持管理業務
(10) 環境衛生管理業務
(11) 施設運転業務
(12) 保守点検業務
(13) 修繕業務
(14) 新施設開館準備等業務
(15) 緊急時対応業務
(16) その他必要な管理運営業務

※施設の一部は、新第１展示館整備事業者（以下「PFI事業者」という。）が維持管理する。各業務の役割分担は、次表に示すとおりである。

業務内容			新第１展示館、既存施設（第２展示館他）			コンベンション施設 歩行者デッキ		
			PFI事業者	市	指定管理者	PFI事業者	市	指定管理者
運営等	貸施設運営業務				●			●
	広報・誘致業務				●			●
	サービス施設の運営業務				●			●
	飲食施設の運営業務			※1				●
	立体駐車場運営業務				◎			
	周辺施設との連携業務				●			●
維持管理	警備業務				●			●
	清掃業務				●			●
	植栽維持管理業務		※3		※3			●
	環境衛生管理業務		●					●
	施設運転業務		●					●
	保守点検業務	施設	●					●
		舞台設備			●			
		その他			●			●
	修繕　※2		●		※4			◎
新施設開館準備業務				△	●		△	●
緊急時対応業務			●		●			●

●：主たる担当者、△：従たる担当者

◎：主たる担当者兼精算対象経費とするもの
※1：既存施設の飲食施設は本市が飲食事業者と別途契約
※2：一定金額枠以上の修繕は市にて対応
※3：新第１展示館はPFI事業者、既存施設は指定管理者が対応
※4：「舞台設備」「その他」は指定管理者が対応

5　指定管理者が自主事業として実施することができる業務

自主事業とは、施設の設置目的に合致し、施設の利用促進につなげることを目的として、「4　指定管理者が実施しなければならない業務」以外で実施することができる業務のことです。ただし、実際の事業実施にあたっては、具体的な事業内容等について、本市の承認が必要です。自主事業にかかる経費（貸施設を利用する利用料金、その他実施に係る経費）は自己負担です。指定管理の業務と自主事業は収支を区分してください。

なお、自主事業に利益が見込まれる場合は、その還元策についても併せて提案してください。

(1)展示会・見本市等の開催（積極的な実施を期待する）
(2)物品の販売、貸出
(3)役務の提供
(4)その他指定管理者の提案により実施する事業

6　選定に参加する者に必要な資格

(1) 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
イ　施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。
ウ　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
エ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
オ　名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
カ　法人税、道府県民税（都民税を含む）、市町村民税（特別区民税を含む）、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
キ　直近決算において債務超過でないこと。
ク　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第11項の規定により本市又

は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。

ケ　労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。

コ　「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け　名古屋市長等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置の対象法人等でないこと。

(2) グループによる申請

ア　グループにより申請する場合は、代表団体を定めてください（他の団体は、当該グループの構成員とします。）。

イ　グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で申請することはできません。

ウ　グループの構成員すべてについて、上記(1)のいずれにも該当しない団体である必要があります。

エ　代表団体及びグループの構成員の申請後の変更は、原則として認めません。

(3) 事業協同組合等の申請

次の各号のいずれかに該当する事業協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に同じ施設の申請をすることはできません。組合と当該組合の組合員との双方が同じ施設の指定管理者に申請をした場合は、組合及び当該組合の組合員双方の申請を無効とします。

ア　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）によって設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合

イ　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）によって設立された協業組合、商工組合、商工組合連合会

ウ　商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された商店街振興組合、商店街振興組合連合会

(4) 特別目的会社（Special Purpose Company）の申請

特別目的会社として申請しようとする場合で、申請日時点で特別目的会社が未だ設立しておらず、設立予定として申請する場合、令和 4年 1月末日までに設立することの実現性を証明する資料を申請書類に添えて必ず提出してください。

7　管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び展示場の設置目的に沿った管理運営

ア　関係法令等、条例、名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規

則第43号。以下「規則」という。)、市と締結する協定書等を遵守したうえで、管理運営を行ってください。

イ　条例で定める施設の設置目的、「名古屋市観光戦略（MICE編）」に沿った施策を推進するとともに、市の実施する事業に協力してください。

（「名古屋市観光戦略」 https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000116092.html　に掲載）

ウ　施設の設置目的の効果的な達成に向け、展示会・見本市等の誘致及び自主事業を積極的に行ってください。

エ　新第１展示館については、展示会・見本市等に加えて、大規模空間を活用したコンサートやスポーツイベント等の新たな需要の発掘、開催促進に努めてください。

オ　公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行い、快適かつ安全な利用を確保してください。

カ　利用者のサービス向上に努め、施設の利用を促進してください。

キ　周辺施設・関係行政機関と調整し、周辺の交通対策が十分に行われるように催事主催者と共に努めてください。

(2) 使用時間

区　　分	展示施設	集会施設等
全　　日	午前0時から午後12時まで	午前9時から午後9時30分まで
午　　前	午前0時から正午まで	午前9時から正午まで
午　　後	正午から午後12時まで	午後1時から午後4時30分まで
夜　　間		午後5時30分から午後9時30分まで
午前午後		午前9時から午後4時30分まで
午後夜間		午後1時から午後9時30分まで

※ただし、管理運営上支障がなく、かつ、特別の事由があると認めた場合には、集会施設のみ使用時間の区分の前後に接続する時間についても併せてその使用を許可することができます。

(3) 休場日

12月29日から翌年の 1月 3日まで

ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではありません。

(4) 情報の保護及び管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）第64条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。

なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏え

い時の公表等に関する事項については、市の基準に基づき、協定の定めるところにより遵守するものとします。

(5) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」という。）第37条の 2第 1項に基づき、展示場の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(6) 管理用カメラの管理及び運用

本施設は、管理用カメラを設置された施設であるので、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（平成19年 9月10日施行）の趣旨に従い、管理用カメラを管理及び運用するものとします。

(7) 第三者への業務委託

指定管理に係る業務の一部を第三者へ委託する場合、事前に市の承認を得、かつ、当該第三者を適切に監督指導してください。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。

また、委託先の団体の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担してください。

(8) 利用料金制度

令和4年度から地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を導入します。指定管理者の創意工夫により、利用者のニーズに応じた料金設定を提案してください。

(9) 駐車場の運用見直し

金城ふ頭地区全体の交通環境の改善を図る交通対策として、立体駐車場の利用を停止し、駐車場機能を金城ふ頭駐車場に集約化することを検討しています。実施時期につきましては、令和４年 10 月以降から試行的に実施することを想定していますが、具体的な実施時期や実施方法は決定次第、通知します。

(10) 環境配慮の取組み

「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、公共交通期間の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めてください。

(11) 感染防止対策

「名古屋市国際展示場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライ

ン」を遵守し、適切な感染防止対策等を講じてください。

8　管理運営業務に従事する者の配置の基準

(1) 開場時間中は、受付・相談等の業務を適切に行うことができる人員体制としてください。

(2) 管理運営業務に従事する者のうち統括管理責任者（館長）として管理運営業務に専従する者を置いてください。

(3) 消防法（昭和23年法律第　186号）に規定する甲種防火管理者及び防災管理者並びに自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者を置いてください。

(4) 第3種電気主任技術者の有資格者を置いてください。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する建築物環境衛生管理技術者の有資格者を置いてください。

(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー管理員を置いてください。

9　指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 市が費用を負担する範囲（大規模修繕等）

次に掲げる経費については、市が直接執行します。ただし、緊急を要する場合など、本市と指定管理者との協議により定める事項についてはこの限りではないものとします。

ア　原形を変ずる修繕若しくは模様替え又は　1件　3,000千円を超える修繕若しくは模様替え

イ　1件　1,000千円を超える備品修繕

ウ　1件　　500千円を超える備品購入

(2) 損害賠償責任

ア　指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたと認められる場合又は当施設が損傷した場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償するものとします。

イ　アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとします。

(3) 協議を行う事項

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにも関わら

ず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について市と協議するものとします。また、予想し得ない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないと市が判断した場合には、市への納付金の増減等を指示する場合があります。

なお、指定管理業務に係る責任分担の基本的な考え方は、以下のとおりです

項　　目	内　　容	責任分担	
		市	指　定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民等への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
事務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

(4) 保険の加入

指定管理者は、自らのリスクに対応して、必要な損害賠償責任保険等に加入する等、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(5) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体が指定の議決を得られなかった場合や、指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

10 指定管理にかかる経費

(1) 施設運営収入

以下のものが指定管理者の収入となります。

ア 条例で定める利用料金
イ 規則で定める附属設備利用料金
ウ サービス施設収入
エ 飲食施設収入（既存施設の飲食施設を除く）
オ 光熱水費等弁償金
カ 法人等からの協賛金

(2) 利用料金等の設定

施設、附属設備等の利用料金は、条例及び規則に定める基準額に、0.7 から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに使用申請を受理された者に対する利用料金は、令和 4 年 4 月 1 日以降の使用分であっても現在の使用料の規定が適用されますので、収入の算定にあたっては注意してください。

なお、利用料金の増額等にあたっては、使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例（平成 22 年名古屋市条例第 39 号）の趣旨により、周知期間を置く必要があるため、変更時期について、市と協議する必要があります。

また、条例改正等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議します。

光熱水費等弁償金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。

(3) 管理運営経費（固定経費）

「4 指定管理者が実施しなければならない業務」に係る経費で、以下に主なものを列挙します。ただし、後述する「9 (4) 管理運営経費（精算対象経費）」を除き精算しません。なお、当該経費については、その収支状況等に鑑み、指定管理料を支払いません。

ア 施設管理費

・人件費（法定福利費等諸経費を含む）
・光熱水費
・事務費（消耗品の購入費（ただし、9（4）管理運営経費（精算対象経費）で指定するものを除く。）、通信費、印刷製本費等）
・管理費（維持管理等）
・自動販売機貸付料
・サービス施設のリース料、目的外使用料
・新施設に係る飲食施設（厨房部分）の目的外使用料

イ　損害賠償責任保険等の保険料
ウ　租税公課
エ　指定管理業務を行うことに伴い発生する本社・事業所等の経費
オ　その他個別に要する費用

(4) 管理運営経費（精算対象経費）

以下の項目は、市において金額を定め別途指定管理料（精算対象経費）として支払い、毎年度末に精算します。精算対象経費は、収支計画に含めないでください。

ア　修繕工事費
イ　備品購入費
ウ　立体駐車場運営費（今回追加項目）
エ　その他市と指定管理者が協議し定める経費

(5) 市への納付金

収入額の一部を納付金として、市に納付していただきます。具体的な納入方法及び時期は、年度協定書において定めます。

ア　令和４年度、令和５年度

得られた収入額（自主事業を除く）から管理運営経費（固定経費）を差し引いた全額を市に納付するものとします。

提案時には想定する収入額、管理運営経費をもとに納付金額を算定してください。なお、立体駐車場の利用料金収入は、収支計画に含めず、全額市に納付するものとします。

イ　令和６年度、令和７年度

①固定納付金

毎年度 6 億円を下限額として納付する固定金額を提案していただきます。なお、業務開始後に、収入額が見込額を下回っても、年度協定書において定めた固定納付金の額は変更しません。

②精算納付金

立体駐車場の利用料金収入は、収支計画に含めず、全額市に納付するものとします。

③変動納付金

得られた収入額（自主事業を除く）から上記①、②及び管理運営経費（固定経費）を差し引いた額の30%（１円未満切り捨て）を市に納付するものとします。提案時には想定する収入額をもとに算定してください。

(6) 管理運営の収支状況（参考）　（単位：千円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 ※3
収入	使用料収入　※１	629,710	716,244	151,096
	光熱水費等弁償金	80,238	78,458	23,321
	その他収入	34,540	33,045	4,509
	精算対象経費	30,693	30,977	31,262
	合　計	775,181	858,724	210,188
支出 ※2	運営費等	94,437	93,799	74,290
	管理費	54,071	54,524	55,219
	警備・清掃業務委託	47,649	48,091	48,510
	施設運転・点検等業務委託	6,422	6,433	6,709
	光熱水費	124,920	126,940	79,512
	精算対象経費	30,693	30,977	31,262
	合　計	304,121	306,240	240,283

※1　本市の収入を計上(令和４年度から利用料金は指定管理者の収入となる)。
催事利用実績に伴う使用料収入（予約金は含まない。）
立体駐車場の収入は収支計画に含めないため未計上。

※2　今回精算対象経費となる項目や指定管理者の業務外となる項目は未計上。

※3　令和２年度は決算認定前の数値（別途、減収補填有り）

(7) 事業所税（資産割）

対象施設の収支計画における支出総額（事業所税にかかる金額を除く。）に対する利用料金の収入が５割を超える場合、指定管理者が事業主体とみなされ、当該指定管理者に対して事業所税（資産割）が課税されます。（平成 17 年総務省通知「納税市第 59 号」）

(8) 会計年度

管理運営経費及び利用料金収入については、市の会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに区分すること。なお、利用料金収入は、原則として、施設利用が発生する日に属する年度に計上し、次年度以降の利用にかかる前渡金収入等が発生した場合は、利用する日の属する年度に計上するものとする。

(9) 管理口座

管理運営経費及び利用料金収入については、それぞれ団体自身の口座とは別の

口座で管理してください。

(10) 工事等への協力

市及び他の事業者が施工する工事、PFI 事業者が施行する保守点検等に協力してください。貸施設の貸し止め期間の利用料金等の減収について、原則、市は補償しないものとします。ただし、建物の建替え等に伴い、指定管理期間内に長期的な休館が必要となった場合は、収支計画等について改めて協議するものとします。

(11) 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

ア　令和 4 年 3 月 31 日までに市の使用料として入金されたもので、かつ令和 4 年 4 月 1 日以降の利用に属するものについては、利用日が指定管理期間に属することから、市から指定管理者に支払います。(駐車場回数券は除く。)

イ　令和 8 年 3 月 31 日までに利用料金として入金されたもので、かつ令和 8 年 4 月 1 日以降の利用に属するものについては、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください。(駐車場回数券は除く。)

(12) 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下、同。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2 年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2 年目以降の管理運営経費に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も管理運営経費に反映されます。)。また、その際、当初年度の人件費（自主事業に係る経費を除く）の 1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。)。

指定管理者の公募にあたり、申請団体については、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。

(http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html に掲載)

(13) 収支計画

令和４年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響が見通せないことから、事業計画書・収支計画書については、感染状況が落ち着いており、かつ施設の利用制限等はないとの前提で作成してください。

(14) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

国の緊急事態宣言に基づく愛知県知事からの要請等により施設の使用を制限・停止した影響で利用料金収入が大きく減少した場合のほか、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により収入が大きく減少した場合には、名古屋市と指定管理者の協議により必要な範囲で金額を精査し、所要額を補填する場合があります。

11　指定管理者の公募に関するスケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和 3年 9月13日（月）募集要項等の公表
9月16日（木）施設見学会の受付期限
9月17日（金）施設見学会
10月15日（金）質問の受付期限、参加表明書の受付期限
10月22日（金）質問の回答期限
11月17日（水）申請書の受付開始
11月19日（金）申請書の受付期限
12月上旬　選定委員会の開催（ヒアリング審査）
12月中旬　選定結果の通知及び指定管理者候補者の公表
令和4年 3月上旬　指定管理者の指定
3月下旬　指定管理者との協定締結
4月～　指定管理者による管理開始

12　申請方法

(1) 募集要項等の公開

募集要項等は令和 3年 9月13日（月）から、名古屋市公式ウェブサイトに掲載し公開いたします。

(2) 施設見学会等

施設見学をご希望の場合は、事前に申込のうえ、施設見学会に参加してください。なお、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、募集説明会は開催しません。（業務仕様書に係る参考資料をお渡しします。施設見学会に参加しない方には、後日配布します。）

ア　日時

令和 3年 9月17日（金）午後 2時から

イ　集合場所

名古屋市国際展示場 交流センター１階

ウ　参加申込

令和 3年 9月16日（水）午後 2時までに電子メールにより、件名を「名古屋市国際展示場・施設見学会参加希望」とした上で、「25　問い合わせ先」まで参加申込書（様式25）を提出してください。

エ　注意事項

・当日はマスクの着用や受付時の検温及び手指消毒にご協力ください、
・参加人数は 1団体（グループ）2名以内とします。
・新施設は、建設工事中につき見学できません。
・来場には公共交通機関を利用してください。

(3) 参加表明書の受付

指定管理者の申請を行う予定の方は、指定管理者公募参加表明書（様式1）及び指定の書類（書類No.2～7）（以下「参加表明書等」という。）を持参または郵送にて必ず提出してください。受付期間内に参加表明書等の提出のない方は指定管理者指定申請書の受付ができませんのでご注意ください。

ア　受付期間

令和 3年10月13日（水）から10月15日（金）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時を除く）

イ　受付場所

(ｱ) 持参される場合

前日の午後5時までに電話連絡のうえ、「25　問い合わせ先」までお持ちください。

(ｲ) 郵送される場合

「25　問い合わせ先」の住所まで書留郵便にて送付してください。（締切日必着）

(4) 質問の受付・回答方法

ア　受付期間

令和 3年10月15日（金）午後 5時まで（参加表明書に関する質問は、 9月29日（水）午後 5時まで）

イ　受付方法

電子メールにより、件名を「名古屋市国際展示場・質問事項」とした上で、「25　問い合わせ先」まで質問票（様式26）を提出してください。来訪及び電話等による質問は受け付けません。

ウ　質問の回答

質問者、業務仕様書に係る参考資料を受け取ったすべての団体に対し、令和3年10月22日（金）までに電子メールで質問受付後、順次回答します。（参加表明書に関する回答は、10月 6日（水）まで）

(5) 指定管理者指定申請の受付

ア　受付期間

令和 3年11月17日（水）から11月19日（金）の午後 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時を除く）

イ　受付場所

(ｱ) 持参される場合

11月16日（火）午後 5時までに電話連絡のうえ、「25　問い合わせ先」までお持ちください。

(ｲ) 郵送される場合

11月16日（火）午後 5時までに電話連絡のうえ、「25　問い合わせ先」の住所まで書留郵便にて送付してください。（締切日必着）

(6) 提出書類

以下のとおり、必要な書類（グループによる申請の場合、No.4、8及び10以外については、構成員すべての分）及び正本・副本をPDFデータ化したCD-ROMを提出してください。提出書類は、Ａ４サイズ縦長、横書き、両面刷りとします。

ア　公募参加表明時に提出するもの

	提　出　書　類	様　式	提出部数	
			正	副
1	指定管理者公募参加表明書	様式 1	1	1
2	団体の概要	様式 2	1	12
3	指定管理者申請団体　代表者等名簿（愛知県警察本部提出資料）	様式 3	1	12
4	共同事業体協定書兼委任状（グループ申請の場合）	様式 4	1	12
5	(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類） (2) 法人又は団体のパンフレット	任　意	1	12
6	応募書類を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去 2年間の事業報告書	任　意	1	12
7	(1) 直近の決算終了年度から3年間の法人税納税証明書、法人道府県民税（法人都民税を含む）納税証明書、法人市町村民税納税証明書、固定資産税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がない旨の証明でも可。） (2) 直近の決算終了年度から3年間の財務諸表等（別紙1のとおり）	任　意	1	12

イ　指定管理者指定申請時に提出するもの

	提　出　書　類	様　式	提出部数	
			正	副
8	名古屋市国際展示場指定管理者指定申請書	様式 5	1	1
9	名古屋市国際展示場指定管理者指定申請に関する宣誓書	様式 6	1	1
10	事業計画書一式	様式 7～様式24	1	12

13　申請にあたっての留意事項

(1) 申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出するものとします。
(2) 選定の公平性を高める観点から、副本において、申請団体の商号または名称、代表者名、管理運営実績施設の名称、資本関係等、団体名等が特定できるような表示や表現は行わないでください。
(3) 申請は 1団体につき 1つのみとし、複数の申請はできません。
(4) 市から指示があった場合を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
(5) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
(6) 申請書類に虚偽の記載が合った場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は失格となります。
(7) 申請書類の提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて申し出てください。
(8) 申請書類は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部又は一部を公表します。
(9) 市が必要と認める場合は、追加書類を提出してください。
(10) 申請者が選定委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定にかかる接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
(11) 募集説明会の申し込みや質問事項の提出等における電子メールの送信にあたっては、送信者の責任により市への受信確認を行ってください。電子メールの送受信にかかるトラブル等については、市はその責任を負いません。

14　選定手続き、審査基準、指定手続き

(1) 選定手続き

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第8条に基づいて設置する「名古屋市観光文化交流局指定管理者選定委員会ＭＩＣＥ施設部会」（以下「部会」という。）において、申請者から申請書類にかかるプレゼンテーションを受け、申請者に対するヒアリングを実施し、その後審査により指定管理者の候補者及び次点候補者を選定します。なお、プレゼンテーションにおいては、申請書類以外の資料の提出、機材の使用は出来ません。開催日時等詳細につきましては、申請者（共同事業体の場合は代表団体）に後日連絡します。

(2) 部会の構成

部会を構成する委員は以下のとおりです（50音順、敬称略）。

役　　職	氏　名
岐阜大学　工学部　客員教授	加藤　義人
椙山女学院大学　現代マネジメント学部　教授	黒田　達朗
税理士・中小企業診断士	島　けい子
名古屋市立大学　経済学研究科　准教授	高橋　二朗
株式会社ＭＩＣＥジャパン　代表取締役社長	森口　巳都留

なお、委員が申請者と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合は、当該委員はすべての申請者に係る審査に参加できないこととします。

(3) 選定の基準

委員は、事業計画書等の内容及びプレゼンテーション等の結果を基に、別表の「審査基準及び配点」に従い審査を行い採点します。

最低基準点を満点の5割とし、最低基準点以上の得点を得た申請者の中から、合計点の最も高かった者を指定管理者の候補者、2番目に高かった者を指定管理者の次点候補者とします。

合計点が同点となった場合は、合計点から最も高い採点をした委員の点数及び最も低い採点をした委員の点数を減した点で決するものとします。それでもなお同点となった場合は、当該申請者のうちで、各審査項目で最も高い得点を得た項目の数が最も多い申請者とします。それでも更に同点となった場合は、委員間の協議で決するものとします。

(4) 選定結果の公表

選定結果は、すべての申請者に書面によりお知らせするほか、市公式ウェブサイトで公表します。なお、公表内容には、部会における審議の議事要旨等、候補者の提案の概要及びすべての申請者の名称、総得点及び審査基準ごとの得点内訳が含まれます。

(5) 指定手続き

ア　地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、名古屋市会の議決を経た上で、候補者を指定管理者に指定します。指定管理者の指定を受けた団体には指定されたことを通知します。

イ　候補者が提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合その他候補者とすることができなくなった場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、候補者とします。

ウ　指定管理者の指定を受けた団体が提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明した場合、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことがあります。

15　協定に関する事項

指定管理者は、次の事項について、市と協議の上で協定を締結します。

(1) 基本協定書

ア　指定期間に関する事項
イ　使用の許可及び利用料金の徴収等に関する事項
ウ　本市への納付金に関する事項
エ　管理運営業務の具体的な内容
オ　管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
カ　個人情報の保護のために講ずる措置の内容
キ　情報公開に関する事項
ク　市又は指定管理者が、費用及び危険を負担する範囲
ケ　施設の利用者等の苦情解決の措置の概要
コ　災害や事故が発生した場合など、緊急時の対応に関する事項
サ　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
シ　事業計画書に記載された事項
ス　提出資料
セ　管理運営状況の自己点検、利用者満足度調査等の実施
ソ　指定期間終了による業務の引継ぎ
タ　その他市が必要と認める事項

(2) 年度協定書

ア　当該年度の業務内容
イ　当該年度の管理運営経費に関する事項
ウ　当該年度の納付金の金額、納入方法及び時期
エ　その他市が必要と認める事項

16　指定の取消し等

(1)　指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なく協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことがあります。その際、市が受けた損害・損失及び追加費用については、指定管理者が負担することとします。

(2) 指定の取消し及び業務停止命令

市は、指定管理者が以下の事項に該当する場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

ア　指定管理者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したと市が判断したとき。
イ　指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき。
ウ　指定管理者が、業務の履行にあたり、市の指示に従わず、又は市の職員の職務の執行を妨げたとき。
エ　「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき。
オ　指定管理者の経営状況の悪化等により指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と市が判断するとき。
カ　その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

(3) 違約金等

(2)に基づき、市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者はあらかじめ協定書において定められた額を違約金として市に納付するものとし、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても市はこれを負担しません。

17　団体における法人格変更への対応

団体の法人格が変更される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行うものとします。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体

と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

18　暴力団関係事業者の排除

市は、指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者を排除しており、合意書に基づき、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には原則として指定の取消しを行います。

19　暴力団の施設利用における措置

暴力団の排除措置を講ずる公の施設について、暴力団の利益となる活動と認められる施設利用の排除を徹底するため、指定管理者は以下の事項に留意するものとします。

(1) 愛知県警察本部長との合意書

市では、公の施設における暴力団の利益活動の排除に向け、名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書（平成24年3月30日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）において、愛知県警察本部の協力を得て対処することとしています。

(2) 事務処理マニュアル

上記アの合意書に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとし、具体的には、暴力団の利益になると認められるとの疑義がある利用申請があった場合は、市を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、その利用申請に対して不許可処分を行います。

20　指定管理者の管理運営状況の点検評価

市は指定管理者の管理運営状況について点検・評価を行い、その結果を公表するとともに次期選定に活用します。評価にあたっての具体的な評価基準・様式等については、協定締結時に示します。

21　原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原型を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取り消し時に、措定管理者の費用により現状に回復して引き継いでいただきます。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと市が判断した場合、又は、次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、市がこれを承認した場合は、これによらないこともできるものとします。

22　市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、指定管理者は、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、すみやかに改善等の措置をとるものとします。

23　業務の引継ぎ

業務の開始前に、現在の指定管理者から必要な引継ぎを受けてください。また、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施するほか、次の指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供等、必要な協力を行ってください。なお、引継ぎに要する経費は原則として、現指定管理者の負担とします。

24　記念イベント等の実施

本市では、現第１展示館の閉館及び新施設の開館を記念してイベント等の実施を検討しています。指定管理者は、本市の記念イベント等の実施に協力してください。

25　問い合わせ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部MICE推進室
〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
電話番号　　052-972-3169　　ファックス番号　　052-972-4201
電子メール　　a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

別表　　審査基準及び配点

審査項目	対応する事業計画書等（数字は様式番号）		審査のポイント	配点※1	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力	管理運営能力等	7	展示場の管理運営能力及び実績は優れているか	5	25
		8	展示場にふさわしい管理運営方針であるか		
	職員配置計画	9	必要な資格・経験年数等を有した職員を配置しているか	5	
			勤務ローテーションや勤務時間は適切か		
	職員研修計画	11	指定管理者に求められる職員の資質を正しく理解しているか	5	
			職員の資質の向上が確実に図られる計画となっているか		
	コンプライアンス	12	規程の整備等、確実な情報保護・管理及び公開の措置をとっているか	5	
		13	指定管理者にふさわしいコンプライアンス達成が可能か		
	財務状況	財務書類	申請者が指定期間中、確実に事業を継続することが可能な財政的体力があるか※2	5	
平等利用の確保	施設の平等利用	14	平等利用の確保が確実に達成される計画であるか	5	10
	苦情解決	15	苦情解決が確実に実施される計画であるか	5	
			再発防止が確実に実施される計画であるか		
設置目的の効果的達成	施設維持管理及び安全管理	16	施設の適切な維持管理が確実に実施される計画であるか	5	40
		17	安全管理が確実に実施される計画であるか		
	サービスの向上及び利用促進	18	施設のサービス向上が達成される計画であるか	10	
			施設の利用促進が達成される計画であるか		
			飲食施設は、利用者ニーズを考慮したものであるか。		
	周辺施設等との調整等	19	周辺施設・関係行政機関との調整や周辺の交通対策が十分なされる計画であるか	5	
	自主事業	20	自主事業は実現可能で、施設の設置目的が効果的に達成される計画であるか	5	
	見本市、展示会等の誘致・開催に対する支援	23	本市の MICE 施策及び施設の設置目的が理解されているか	5	
			見本市、展示会等の誘致など本市の MICE 施策に貢献する方策が適切で実現可能性を有しているか	10	
収益性の向上	利用料金の設定	21	利用料金の設定は適切であるか	5	25
	収支計画	22-1	収支計画は適切で無理がないか	10	
		22-2	年度別収支計画の内訳は適切な積算となっているか		
		22-3	利用料金収入の算定は適切で無理がないか		
		22-4 22-5	サービス施設及び飲食施設の運営は適切な計画であるか		
		22-1	本市への納付金　※3	10	
合　計				100	

【採点方法】

※1　配点欄ごとに「5 点 大変良い」「4 点 良い」「3 点 普通」「2 点 あまり良くない」「1 点 悪い」を基準として 5 段階で評価する。（配点が 10 点の項目については、5 段階評価の点数×2 とする。）

※2　事務局側で財務分析を依頼し、その結果を選定委員会に提出する。

※3　納付金の評価は以下のとおりとする。
最も高い納付金の額を提案した申請者に 5 点を付与、他の申請者については、次式による点数（小数点以下切捨て）を付与　（当該申請者の提案額）／（最高納付金提案額）×5 点
納付金の提案額は、令和 6 年度、7 年度の固定納付金の総額とする。